

## よくある質問（Q & A）実績報告編 （令3.4.12更新）

Q（質問）		A（回答）
<b>1.実績報告</b>		
1	実績報告とは、何ををするのですか。	建災防から補助金の交付決定通知を受けた方が、補助対象となる機械等を購入後に、建災防宛てに関係書類を添えて購入内容の報告及び精算払いの請求をすることです（様式5）。 詳細は、建災防ホームページ、「既存不適合機械等更新支援補助金（フルハーネス等の補助金）」の中の、「実績報告書類についてはこちら」をご覧ください。
2	報告期限までにフルハーネスの納品は間に合わないのですが、既に代金は支払っていて納品書、請求書、領収書はあるので、これらの書類だけの報告はできますが認められますか。	購入したフルハーネスの写真や製造番号の報告も必要で、一部の書類だけでは実績報告はできませんので、納品が間に合わない場合は、補助金申請を辞退していただくことになります。 フルハーネスのメーカーでは、補助金対象の製品（特にセット品）を積極的に納品していますので、小売店を通じて納品時期を再度確認することをお勧めします。
3	申請したフルハーネスの本数の一部だけ納期が間に合わない場合は、全部の補助金が不支給になるのでしょうか。	申請内容のうち、期限内に納品され、実績報告関係書類（納品書、請求書、領収書等）が整っている範囲内で支給対象となります。
4	「取得財産管理台帳」とはどのようなものでしょうか。	補助金を受けて購入した製品の概要（種類、単価、購入数、取得年月日、補助金額等）を記録して申請者が保管しておく書類で、建災防に提出する必要はありません。申請者の手元で5年間保管してください。
<b>2.申請時と納品の型番が違った</b>		
5	小売店から、申請したフルハーネスの型番では納品できないが、違う型番なら納品できると言われたのですが、補助金の対象になるのでしょうか。	原則として申請時と同じ型番のフルハーネスでなければなりません。しかし、①納品できないことが品不足等メーカー側の理由であること、②申請時のフルハーネスの加点合計と、違う型番のフルハーネスの加点合計が、同等又はそれ以上であること、③同一メーカーのフルハーネスであること等の事情がある場合には、電話でご相談ください。
6	当初の小売店では申請した品物の一部しか納品できないので、購入先を別の小売店に変えても構いませんか。	原則として申請時の品物と同一型番の製品であれば差し支えありませんが、変更した小売店から改めて見積りを取る必要があります。 変更した小売店の見積額が当初の小売店の見積額よりも安い場合は、交付決定額もその分が減額となる場合があり、また高い場合であっても交付決定書により交付決定した金額を超えることはできません。
<b>3.製造番号、型式の写真が見えない等。</b>		
7	購入したフルハーネスの製造番号が見つからないのですが。	建災防ホームページ「既存不適合機械等更新支援補助金（フルハーネス等の補助金）」の中の「実績報告書類についてはこちら」→「書類の提出（郵送）」→「2 実績報告書類」→「(1)の②のb」に、各フルハーネスメーカーの製品の型番、製造番号表示位置を記載していますので、参考にしてください。
8	購入したフルハーネスの報告用写真写りが悪くて、うまく撮れないのですが。	必ず、購入物の写真は送ってください（報告期限が迫っている場合は先ずFAXを送っていただき、その後郵送してください。）。 メーカーホームページの写真やカタログの写真は使用せずに、必ず申請者が撮影したものを送りください。

Q（質問）	A（回答）
<b>4.領収書</b>	
9	<p>申請者が小売店に代金を振り込む際に、ハーネス金額から振込手数料を差し引いた額が領収書になっている。どうすればよいのでしょうか。</p>
10	<p>領収書が発行されないのですが、どうすればよいのでしょうか。</p>
	<p>振込手数料の負担は補助金の対象ではないので、仮にハーネス代金10万円で振込手数料500円を差し引き領収額が99,500円であった場合、領収書には、「代金は10万円だが、振込手数料が小売店負担として500円差し引き、99,500円になっている」旨記載してください。</p> <p>仮に何も記載がなく99,500円とされていれば、申請者の支払代金は99,500円として処理されます。</p> <p>原則として領収書は必要です。</p> <p>ただし、ネット銀行での振り込み等で領収書が発行されない場合、領収書と同等に、日付、支払先名称、支払元名称、金額が確認できる振込通知や、ネット画面のコピーを添付してください。商品名が記載されない場合もあるので、その際は、振込通知等に手書きで「●●商品代金」と記載してください。</p>